

茨城県スポーツリーダーバンク設置要綱

（ 設 置 ）

第1条 県民のスポーツ・レクリエーション活動の普及，発展を図るため，有能なスポーツ活動指導者（以下「指導者」という。）の登録を行い「地域や職場のスポーツ団体，学校」等の要請に応じて適切な指導者を紹介できるよう茨城県に，茨城県スポーツリーダーバンク（以下「リーダーバンク」という。）を設置する。

（ 業 務 ）

第2条 リーダーバンクの業務は，次のとおりとする。

- (1) 指導者の登録と紹介に関すること。
- (2) 指導者に関する情報の提供に関すること。
- (3) スポーツ・レクリエーション関係団体との連絡提携に関すること。
- (4) その他リーダーバンクの目的達成に必要と認められること。

（ 庶 務 ）

第3条 リーダーバンクの庶務は，茨城県政策企画部スポーツ推進課において処理する。

（ 雑 則 ）

第4条 この要綱に定めるもののほか，リーダーバンクの業務に関し必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は，昭和59年10月 1日から実施する。

付 則

この要綱は，平成11年12月13日から実施する。

付 則

この要綱は，平成17年 4月 1日から実施する。

付 則

この要綱は，平成27年 4月 1日から実施する。

付 則

この要綱は，令和 2年 4月 1日から実施する。

付 則

この要綱は，令和 7年 4月 1日から実施する。